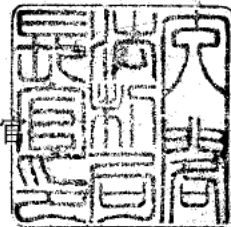


行政文書不開示決定通知書

様



内閣法制局長官

令和5年6月5日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

「内閣法制局職員研修（令和2年度）」のうち法制執務に関する研修の文書

2 不開示とした理由

令和2年度の内閣法制局職員研修においては、法制執務に関する研修を行っていないことから、開示請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず、当該行政文書を保有していないため。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、内閣法制局長官に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所又は名古屋地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 担当課等

内閣法制局長官総務室総務課人事係
所在地：〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
TEL：03-3581-7271（代）内線2119